下記の例を参考に建設副産物に関する事項を特記仕様書等に記載すること。

○　建設工事に係る特記仕様書への記載例

|  |
| --- |
| 【建設副産物】  １．共通事項  １）「千葉県建設リサイクル推進計画２０１６ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）」により作成し、施工計画書に含め各１部提出すること。  また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。  ◎作成対象工事  「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が１００万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。  ２）「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を１部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。  建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、１部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。  ３）建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。  また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。  ２．建設発生土  １）指定（Ａ）（工事間利用）の場合  本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間利用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。  　　　ア　搬出先（相手先工事名、場所等）　　　　工事　　　市　　　町地先  　　　イ　土質及び処理量　　　　　　　第　　　種建設発生土　　　　m3  　　　ウ　搬出時期　　　　　　　　　　　年　　月　～　　年　　月  　　　　なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。  　２）指定（Ａ）（その他）の場合  建設発生土（　　　m3）は、　　　地先に搬出するものとする。  なお、詳細については監督職員の指示によるものとすること。  　３）指定（Ｂ）の場合  建設発生土（　　　m3）は、片道運搬距離は、　　　㎞に搬出するものとする。  ３．路盤廃材  　　本工事により発生する路盤廃材（　　　ｔ）は、　　　市　　　町地先、片道運搬距離　　　㎞の　　　に運搬し、処理するものとする。  ４．建設廃棄物  　　本工事により発生する  １）アスファルト・コンクリート塊（　　　ｔ）は、　　　市　　　町地先、片道運搬距離　　　㎞の　　　に運搬し、処理するものとする。  ２）コンクリート塊（　　　ｔ）は、　　　市　　　町地先、片道運搬距離　　　㎞の　　　に運搬し、処理するものとする。  ３）建設発生木材（　　　ｔ）は、　　　市　　　町地先、片道運搬距離　　　㎞の　　　に運搬し、処理するものとする。  ４）建設汚泥（　　　ｔ）は、　　　市　　　町地先、片道運搬距離　　　㎞の　　　に運搬し、処理するものとする。  ５）建設混合廃棄物（　　　ｔ）は、　　　市　　　町地先、片道運搬距離　　　㎞の　　　に運搬し、処理するものとする。  なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 |

（注）建設廃棄物のうち建設汚泥の処理及び再生処理土の利用に当たっては、事例に応じて以下の内容の追記等を要する。

|  |
| --- |
| 事例１　発注側工事と利用側工事の元請業者が同じ「自ら利用」の場合  ４．建設廃棄物  ４）元請業者が建設汚泥を自ら再生処理し、再生利用するに当たっては、平成１８年６月１２日付国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等に基づき、適正に処理すること。  なお、処理施設の規模によっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）の許可が必要となる場合がある。  また、下記の資料を、発注者及び同法を所管する機関に提出すること。  ア　施工計画書  イ　搬出土砂及び搬入土砂の土量バランス、土壌分析結果、安全性の確認できる書類  ウ　有効利用であることの証明  事例２　中間処理業者を介して再生処理する場合  ４．建設廃棄物  ４）建設汚泥（　　　ｔ）は、　　　市　　　町地先、片道運搬距離　　　㎞の中間処理業者　　　に運搬し、第　　　種以上に処理するものとする。  ５．再生処理土  １）指定（Ａ）（工事間利用）の場合  本工事により再生処理した処理土のうち、下記に示す処理土については、工事間利用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。  ア　搬出先（相手先工事名、場所等）　　　　工事　　　　市　　　町地先  イ　土質及び処理量　　　　　　　　　第　　　種処理土　　　　m3  ウ　搬出時期　　　　　　　　　　　　年　月　～　　年　月  なお、搬出手続き等は、監督職員の指示によること。また、建設汚泥の再生利用に当たっては、平成１８年６月１２日付国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等に基づき適正に処理すること。 |

|  |
| --- |
| 【建設リサイクル法】  １．特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置  １）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。  ２）受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条の規定により、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。  ・再資源化等が完了した年月日  　　　　・再資源化等をした施設の名称及び所在地  　　　　・再資源化等に要した費用  　　　なお、その書面は、「建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。  ２．請け負おうとする建設業を営む者からの事前説明に関する事項  １）建設リサイクル法第１２条の規定により、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の施行に伴う公共工事の取扱い』で定める「法第１２条第１項に基づく書面」を交付し説明を行うこととする。  ２）書面の交付は、契約に先立って行うこととする。 |

|  |
| --- |
| 【エコセメント】  １　設計図書にある千葉県型コンクリート二次製品（※製品名）は普通エコセメント使用を原則とする。  ただし、当分の間、普通ポルトランドセメント等についても同等とし、使用できるものとする。  ２　その他は、別紙「普通エコセメント使用マニュアル」（コンクリート二次製品）特記仕様書のとおり。 |

※丸括弧の中の製品名には、当該工事で使用する製品名を記載すること

|  |
| --- |
| 【刈草・剪定枝等の処理について】  　本工事により発生する  刈草・剪定枝等（　　　ｔ）は、　　　市　　　町地先、片道運搬距離　　　㎞の　　　に運搬し、処理するものとする。 |

* 設計業務委託に係る特記仕様書への記載例

|  |
| --- |
| 【建設副産物対策について】  １　設計業務の条件  受注者は、設計に当たって建設副産物の発生抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。  また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。 |